

平成29年度 特別職報酬等審議会

(第2回審議会 要点筆記)

(平成30年1月17日開催)

平成 29 年度 第 2 回日田市特別職報酬等審議会  
《審議会議事録（要点）》

●日 時 平成 30 年 1 月 17 日（水） 9：30～10：35

●会 場 市役所 4 階庁議室

●出席者

(1) 委 員 杉野 義光 委員 梅木 哲 委員（職務代理）  
岩里 諫夫 委員（会長） 小野松 晋一 委員  
中津留 富子 委員 岩元 康雄 委員  
諫元 慎介 委員

欠席者 3 名

(2) 事務局 総務課長 総務課主幹

1. 会長あいさつ

2. 次第の説明

- ・ 追加資料の説明
- ・ 留意事項の説明
- ・ 議事録については、お時間を頂きながら確認いただければと考えている。
- ・ 審議会については、第 1 回目で非公開にすることと、議事録については、要点をまとめたものを委員の氏名を伏せたものを市の HP で公開することとしています。

3. 審 議

<主な意見等>

発言者	内 容
事務局	減額の条例について 留意事項について

会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加資料の説明をしていただきました。</li> <li>・本件についての質問等があればお受けしたいと思います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市特別職の職員の給与等に関する条例の制定されたいきさつは。特に第2条、平成27年10月1日～平成31年8月4日までの期間を設定して減額率を定めた条例の制定されたいきさつ。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減額については、その都度の財政状況・国からの要請など、その都度の状況を勘案して、市長が判断をして独自にカットを行っていくということで、あくまでも給与条例で定めている額を上げる下げはできないので、審議会の審議を経ずに、臨時的な措置として期間を設けながら減額を実施しているという状況にある。</li> <li>・一番大きいのは、当市の財政状況についての措置というところ。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、日田に災害が連続して発生した、これに対し、行政の立場からこれに対処するというのは激務だと思う。それにあたって、この減ずる状況を廃止するような条例を制定しようとするような動きは議会にはないですか？</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的には、報酬についてのご意見等は伺っていません。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬審議会といっても、条例が定められている以上、いかんともしがたい。どのような意見をいってよいか。</li> <li>・条例を制定する権限は、最終的には議会にあるので。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この審議会で諮問に基づいてご審議をお願いするのは、特別職の職員の給与に関する条例の別表に定める、市長でいう872,000円のご審議を頂くということです。ただ、現実として、カットがあるものですから、カットはもういいんではないか、というご意見を前回の審議会でも頂いたので、そういったカットの部分の是非・有無については、付帯意見として併せて附言するということは、審議会としても可能だが、あくまでもこの審議会でご審議いただくのは、別表に定める額の水準が他市と比べてどうなのかということ。</li> <li>・この額でいいのか、据え置くのか、上げるのか、下げるのか、といったことになると考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、委員が言われたように、前回も同じような感じであった。この力</li> </ul>

	<p>ットが入っているために。前回の答申書を見せてあげると、どういう付帯意見がついていたのか参考になると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・額自体は、委員が言っていたように、県下の状況をみてもおかしくないのかなど。やっぱり均衡をとらなければいけない。額自体はそのままでもいいんだが、カット率が入っているので、非常に安くなっている。このカットのあり方。今回もしも、このまま据え置くという形になれば、付帯意見がどういう風になるのか。このカット率を元に戻しなさいとか。そこら辺がポイントになるしかないのか。というような気がする。</li> <li>・カット率が入っていなければ、すんなり行くんでしょけど。上げるか、下げるか、そのまま行くか、ということに。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の答申書を皆様方からご審議いただく間に用意します。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もう一点、これは市長が15%とか色々カットをやっているが、不祥事の関係は別にして、委員が前回言っていたように、これは市長の政治的な判断なんですね。経済状況とかあるが、市長として自分がやるためにこれだけカットしたという。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、委員からお話しいただいた、まさに市長の判断としてきている部分が、別紙に書いています。特例条例でいう平成27年10月1日～平成31年8月4日という期間です。この10月1日は、前回の前にカットがありましたので、それを見直して今の15%なり5%になっている。ただそれにしても特例条例の期間・周期というのは任期の間、まさに市長の政治的な判断の中で、こういう措置を講じているところ。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当の月数と加算率の関係について、再度伺いたい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当は、国の特別職に準じて取り扱っている。これが現行の3.05月ということです。実際、今回の国の人事院勧告では、引き上げがあったが、不祥事の関係で特別職については引き上げを行っていない。このため、3.05月となっている。</li> <li>・ただ、議員さんについては、0.05月の引き上げを行っている。</li> <li>・このため、特別職については3.05月、議員については、3.1月となっている。</li> <li>・基本的には、国の人事院勧告による特別職に準じて改定を行っている</li> </ul>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算率は、一般職に準じた 15%という部分と、国でいう特別職の 25%を加えた 40%としている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どちらも期末手当は 3.05 月ですか？</li> <li>・2 年前の審議の時は 2.95 月だった。上がっているのですか？</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上げて、年間で 3.05 月となっています。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これは、市長の考えで上げれるのですか？</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回で言えば、引き上げすべきところであったが、据え置いている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この 2 年の間に、1 回引き上げて、もう 1 回は据え置いているということですか？</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の人事院勧告は毎年あります。報酬の額については、審議会の審議等を経て決めていきますが、期末手当の率などについては、審議会の審議ではなく、人事院勧告等、国や県、他市の状況をみて改定をしていくということになります。</li> <li>・資料は 11 月 1 日現在になっているので、特別職と議員は同じ月数となっていますが、現在は、特別職が 3.05、議員は 3.1 となっています。</li> </ul> <p>前回の答申書を各委員に配布</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、皆様方にお配りしたのが前回の答申書になります。</li> <li>・(1) で額の改定の必要性の有無について触れているように、結果として据え置くことが適当であるとの結論に至っている。</li> <li>・審議の中では、引き下げるべき、引き上げるべきとの意見が出たところですが、景気動向等の総合的な判断で据え置きとなっています。</li> <li>・付帯意見では、前回はカット率については言及をしていない。開催の頻度について、2 年に 1 回の開催するようにしている。</li> <li>・しかし、カット率については、付帯意見としては可能と考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市特別職の職員の給与の特例に関する条例は、いわゆる三役に限られている。議員に対してはこういった給与の特例に関する条例</li> </ul>

	<p>などはあるのか？。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員についても同じように議員の報酬に関する条例が規定されています。</li> <li>・ ただ、議員はカットといった形はありませんので、条例に定める額ということになります。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別職の給与の特例に関する条例があるが、これと同じような条例はないということですか？</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうです。議員についてはありません。</li> <li>・ ただし、議員提案として平成 26 年に 1 万円の引き下げを行っており、その額で条例に規定されています。</li> <li>・ 議員が独自でカットするという取り扱いはありません。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 872,000 円というのは、それはそれでよしという考えはありますよね。これから審議をしていくが、個人的にはそれで良いという感じはある。</li> <li>・ しかし、どうもカットが引っ掛かる。</li> <li>・ 色々で見方がある。今、災害が起きているのにカットを外して報酬を引き上げるのが如何なものかという観点もある。一方で、毎日災害に対応するという激務にあるという状況で、カットなしでそれだけの報酬をもらっても当然だ。という考えもある。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県下 14 市の内、9 市がカットをしている。日田市の場合は、財政の状況などが一番勘案するところだと思うが、他市のカットしている理由は？ 他に特別な理由があるのか？</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他市は調査の際に、具体的なカットの理由などは書いてもらっていないが、多分同様に財政状況だと思う。中にはペナルティ的なところもあるかもしれないが、基本的には財政状況等を加味して首長が独自に政策的な判断を行いながら、行っていると思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今、報酬を考えた場合に、おそらく他市も報酬をカットしていれば審議する際、判断基準としてカットした分も考えているのかもしれない。</li> <li>・ どうもカットが引っ掛かる訳で、首長の判断でカットをしていると</li> </ul>

委員	<p>思うが、あまり報酬を決める際に、カットのことを考えると中々決まらないので、カットのことは別にして、今現在の報酬が高いか安いかにということに焦点を絞った方が、話がしやすい気がする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の時も申し上げたが、他市と日田市の比較で、日田市で 5 番手となっており、良い所にあるので、報酬については、現状で良い気がする。</li> <li>・ そうですね。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局の資料を見ると、5市は、カットが入っていない。日田市と同規模の4市ではカットが入っていない。そういった中で、カット前の報酬を見ると、委員が言われたように良いくらいかな。と思う。</li> <li>・ 問題は、このカットだけだと思う。ここで結論を出すのは早すぎるかもしれないが、報酬は良いのではないかなと思う。</li> <li>・ ただ、この報酬についてのカットは考えないといけない。付帯意見で今回入れるかどうかしないと、ずっと政策的なものでいかれると、今言ったように、新しい人が出るとき、こんなに安いなら民間にいた方が良い。という形になる。</li> <li>・ この前の不祥事については時限的なもので、1月から3月、これは良いとして、15%カットについては、考えるべき時に来ているのかな、という気がしている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なぜ、こんなに遠慮するのか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治的な判断なんでしょう。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員、ご存じのように、一番厳しい時代の市長の後半頃からカットが始まった。</li> <li>・ ただそれをずっと踏襲してきている。カット率自体は違ってきているが、任期の最後の辺りから始まっている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市会議員にしてもしかり。有為な人材は立候補を躊躇せざるを得ない。という悪影響もあるのではないかなと思う。</li> <li>・ 市会議員もそれ相当の給料があつて、きっちと活動ができて、生活のゆとりも報酬でできうるという風になれば、市議会議員をやってみようという人材がもっといるはずです。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうあってほしい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今、カットの関係は前回の答申を出す前、3回目の審議会で提案があった時に、「カットの分を考慮していただきたい」という内容が入っていたが、審議の中で、カットは市長の判断で決めることなので、答申の中から外そうということになり、答申からは外している。</li> <li>・ だから今、委員が言われたようにカットについて再考するよう内容に入れるのであれば、前回のこともあるので、ここで再度審議した方が良いと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ここで誤解を与えやすいのは、カットというのは、市長が任意にカットを申し出て給料を減らしていると捉えられがちだが、これは議会の審議を経て条例で定められている。</li> <li>・ 例えば、申出というよりも、こういった条例を市長が提案したということでしょう。ただ、これは、議会でしっかり審議して、市長の申出なら良からう。となって議決されていると思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カットが始まってから、カットなしに戻したことはあるのか？</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カットは、改定するにあたって、議会での可決をいただいて成立するので、8月のカットの終了、一番近い議会が9月となりますので、その間の分は暫定的に元に戻っているということになる。</li> <li>・ 今のカットは10月1日からなので、前が8月に切れて、一旦元に戻って、その後、10月1日からとなっている。</li> <li>・ ただし、一連のカットについては、時期的には切れるが、基本的にはカットは続いているという状況にある。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例を変えない限り、基本的にずっと続くということですね。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議の過程の中で、カットについての取り扱いについて最後まで審議になっていた。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的に、前回と一緒になんですが、2年毎に審議会を開催するにしても、カットが元に戻らないと2年後にまた同じ議論になるので、カットについては、再考すべきだと思う。でないと、審議会を開催しても意味がないように思える。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の特別職の報酬については、大体、こんなところで良いという考えだと思いますよね。色々審議して、高い、安いということではなくて、先ほど意見が出たように、県下の状況をみて考慮してみると、突出もしていない。</li> <li>・どうしても審議会の本質ではないでしょうが、カットの話になってしまう。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カットの廃止を思い切って答申書の中に入れてはどうでしょうか。</li> <li>・前回は、入れようかと検討したが、最終的には外した経緯がある。今度は、カットの部分については廃止する方向で再考願いたい、というのを出してはどうか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それがいいですね。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、これは付帯意見としてじゃないといけないんですよ。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そうです。付帯意見としてです。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回も同様にそういった議論の経過を辿ってきたと思いますので、最終的に今後、答申の案を作成する際は、事務局の案として当然盛り込みながら案を作成し、委員の皆さんに提示をしていくということになります。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・でないと、また2年後に同じ議論になってしまう。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その通りですね。ここはあまり議論をすることがなく、カットがあるので、その条例がどうだという議論になってしまう。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつも議論になるのは、カットの分になってしまう。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現実の問題としてどうかということですね。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付帯意見の中に謳い込む。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私はそう思います。はっきり謳い込んだ方がよい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に定める額は額として、改定についてのご審議をいただいて、そ</li> </ul>

	<p>れについての答申があって、それとは別に、カットはカットとしての是非であるとか有無であるとかについては、付帯意見の中でということで、分けながら整理をしていくというやり方にはなっていないかと思います。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの意見を聞くと、報酬額についてはこのままで良いということで皆さん納得していると思う。あとは、カットを付帯意見でどういう風に入れていくかということ。</li> <li>・ カットの率を審議会が言って良いのかは分からないが、再考というのは。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例は平成 31 年 8 月 4 日までになっていますね。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任期の間は、現行の減額の措置を講じるという形になっています。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これを変えれば良いのですね。仮に元に戻す場合。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうですね。率そのものを変更するのであれば、現行の平成 31 年 8 月 4 日までの間の率を見直すという方法がある。また別に、そもそもの特例条例を廃止して、条例に定めた元の報酬額に戻していくか。というやり方ですね。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬審議会でこれだけ議論になっているのだから、付帯意見というか参考意見として答申書の中に入れた方が良いと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私も同感です。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私もそうです。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私もそう思います</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には、報酬は据え置きで、付帯意見として今申し上げたような内容を盛り込むという。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同額とかになると非常に抵抗を感じることもあるし、県下の他都市との比較や同規模の都市との比較考慮は、非常に重要な要素になると思う。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市が突出して報酬を増額するというのも抵抗がある。</li> <li>・現実として、2年前に据え置きをして、カットをしているが、年収としては上がっている。</li> <li>・そこら辺で調整が効くのであれば、大元の基本給である 872,000 円を上げていくというところで、見えるような形で。今が時期ではないんでしょうけど。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今のご意見ですが、日本の経済を見たときに、上向き、右肩上がりには伸びているということですが、実際、我々地方都市の感覚としては、まだまだそこまで感じ取っていない。また、地方都市には現実としてそういった厳しさがある。だから、上げることも吝かではないが、上げることについては、カット分を考慮してくれということをついで意見として出せば、そのところでカットの分がなくなり、元の報酬だけはもらえるということ考えてみればと思う。</li> <li>・ですから将来的には、やはりいくらでも上げて良い。特に議会議員の問題は、前回は申し上げたが定数との関係がある。そういったものを加味しながら議員の報酬は考えていかないと。</li> <li>・市民感情としては、対価。その報酬に値するだけの仕事をしてますか？ということをよく耳にする。そういった面では、市民も非常に厳しい目で見ているので、上げるというのは、今は差し控えた方が良いという気がしている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人的感情というか、そのカットが適正かどうかということですよ。客観的に見て。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、報酬額の改定の必要性の有無についての方向を出したいと思います。これは、委員さんお一人おひとりの考えを聞くことになっておりますので、そういう風にさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか？</li> </ul> <p>委員から「はい」と返事が複数あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは順番に、引き上げか、据え置きか、引き下げか、この3つについてご判断をお願いします。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持で良いと思います。</li> </ul>

会長	・ 据え置きですね。
委員	・ 872,000 円ですね。
委員	・ 現状維持で良いと思います。
委員	・ 現状維持で良いと思います。
委員	・ 私も現状維持で。
委員	・ 現状維持で。
委員	・ 私は上げる方で。
会長	・ 上げる方で？
委員	・ 意見としてはですね。
会長	・ 今、お聞きのように。
委員	・ 若い人が市長になれるように、上げてもらわないとね。
委員	・ 私は、全員が一致しなくても多数決でという、2年前の審議会になっているので。カットを付帯意見で付けるという話ですけど、カットがなくなった場合に、そういった方向を次回のために残しておくというために。理解はできるので、私も据え置きで良いと思うんですけど、意見としては述べても悪くはないですよ。
会長	・ カットをなくすれば、その分は。
委員	・ 上がるというのは分かります。
会長	・ 上がるというような結果は出ますよね。
委員	・ そうですね。それは分かります。

委員	・そういう意見があったことを文書の中に書けばよい。
委員	・答申の中で満場一致で据え置きとするのか、そういった意見もありましたとするのか。
委員	・そういった意見があったと書けばよい。
委員	・そういう形で。
委員	・いいんじゃないですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の方で案を作らせていただく中で、全会一致という形でこの場で方針を出すにしても、答申の中では、基本的には据え置くというのを答申に書きながら、その一方で、条例で定める元となる 872,000 円の額もいずれかの段階で見直す・引き上げるといった意見もあったということをお当然盛り込みながら答申の案を作っていくという形で、当然やっていかなければいけませんので。</li> <li>・基本的な方向性は全員一致でありますけど、いただいた意見とすれば、当然そういったところも織り込むという形にはなろうかと思いません。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりました。それでは、答申書の協議に移りたいと思います。</li> <li>・答申書に盛り込む付帯意見などがあればということになりますが、付帯意見は今までに出ましたカットの問題ということで、事務局よいですか？</li> </ul>
事務局	・はい
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それを盛り込んでください。</li> <li>・そういった意見を加味しながら、事務局で案を作っていて、3 回目の審議会にて改めて答申書についての議論を頂きたいと思いません。</li> </ul>
会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そういうことで、第 3 回の報酬審議会を当初の予定通り、1 月 29 日（月）午前 11 時からこの場でということによろしいですか？</li> </ul> <p>委員から「はい」と返事が複数あり</p>

<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・では、そういうことでお願いしたいと思います。</li> <li>・たくさんのご意見を頂きましてありがとうございます。</li> <li>・委員さん方からのご意見もほぼ出尽くしたと思いますので、全会一致ということではなかったんですが、据え置きということで答申書の中にも盛り込んでいただいて、答申の付帯意見も盛り込んでいただきたいと思います。</li> <li>・本当の方向性は、第3回の審議会に持ち越したいと思います。</li> <li>・再度、ご検討を頂きたいと思いますので、十分ご理解を頂きたいと思います。</li> <li>・事務局から何かありますか？</li> <li>・事務局からは特にありません。</li> <li>・委員さん方から全体を通して何かご意見はありませんか？</li> <li>・それでは、大変貴重な意見を頂き、少し新しい方向も見えたように感じております。3回目の審議会ですら十分に検討を頂き、答申に移りたいと思います。</li> <li>・本日は、お忙しい中、大変お疲れさまでした。貴重なご意見を頂きありがとうございました。</li> <li>・これを持ちまして、審議会を終了いたします。</li> </ul>
<p>10：35</p>	<p>終了</p>